

令和4年3月5日開催

第132回通常組合会議事録

秋田県医師国民健康保険組合

秋田県医師国民健康保険組合第132回通常組合会は、令和4年3月5日 秋田市中通2丁目6-1 ANAクラウンプラザホテル秋田で開催された。

議員定数30名、出席者20名、欠席者10名

出席した議員は、次のとおりである。

| | | | | | |
|-----|------|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 村山 仁 | 12番 | 熊谷理夫 | 22番 | 工藤 透 |
| 3番 | 桑原敏行 | 13番 | 高橋 晶 | 23番 | 伊藤久美子 |
| 4番 | 松岡一志 | 15番 | 小田嶋傑 | 25番 | 桑山明久 |
| 5番 | 木村 衛 | 16番 | 滑川五郎 | 26番 | 児玉 光 |
| 6番 | 石垣 智 | 17番 | 後藤真暎 | 27番 | 吉田賢志 |
| 7番 | 高橋郁夫 | 19番 | 黒澤 尚 | 30番 | 池上俊哉 |
| 11番 | 工藤茂将 | 20番 | 遠藤勝實 | | |

出席した役員は、次のとおりである。

| | | | | | |
|------|--------|----|-------|----|-------|
| 理事長 | 大野 忠 | 理事 | 橋本 正幸 | 監事 | 高橋 正喜 |
| 副理事長 | 福島幸隆 | 理事 | 俵谷 幸蔵 | 監事 | 南浦 光昭 |
| 常務理事 | 大高 詳一郎 | 理事 | 遠山 潤 | | |
| 常務理事 | 櫻庭 清 | 理事 | 相澤 修 | | |
| | | 理事 | 曾根 純之 | | |

本日の会議は、次のとおりである。

- 1 開会
- 2 資格確認
- 3 議事録署名人選出
- 4 理事長あいさつ
- 5 報告
 - 報告第1号 組合規約の一部改正に関する専決処分について
 - 報告第2号 医師国保問題検討委員会の報告について
- 6 議事
 - 議案第1号 組合規約の一部改正について
 - 議案第2号 令和4年度事業計画について
 - 議案第3号 令和4年度一般会計歳入歳出予算について
 - 議案第4号 令和4年度役職員退職積立金特別会計歳入歳出予算について
- 7 協議
- 8 その他
- 9 閉会

| | |
|-------|---|
| 滑川議長 | <p>ただ今より、第132回通常組合会を開会いたします。</p> <p>本日の会議は、議案書3ページの次第に従いまして、進めてまいります。</p> <p>議事進行につきまして、ご理解、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>はじめに、資格確認を行います。ただ今の出席者数は、20名で、過半数を超えておりますので、国民健康保険法施行令第13条第1項の規定によりまして、会議は成立しております。</p> <p>また、本日の会議には、組合規約の一部改正の議案が提出されております。規約改正案を審議・議決するためには、国民健康保険法施行令第13条第2項の規定により、議員定数の3分の2以上の出席、即ち20名以上の出席が必要となっておりますが、ただいま申し上げましたように、その人数に達していることを申し添えます。</p> <p>次に、議事録署名人の選出であります。慣例によりまして、私から指名させていただいて、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 滑川議長 | <p>異議なしとの声がありますので、指名いたします。</p> <p>3番の 桑原 敏行 議員</p> <p>30番の 池上 俊哉 議員</p> <p>のお二人の方をお願いいたします。</p> |
| 滑川議長 | <p>それでは、ここで大野理事長からご挨拶をお願いいたします。</p> |
| 大野理事長 | <p>(別紙のとおり挨拶)</p> |
| 滑川議長 | <p>ありがとうございました。ただ今、理事長から挨拶をいただきましたが、ご質問等何かございましたら、お願いいたします。</p> <p>(発言なし)</p> |
| 滑川議長 | <p>ご発言がないようですので、次の5の「報告」に入ります。</p> <p>「報告第1号 組合規約の一部改正に関する専決処分について」を議題といたします。説明をお願いいたします。</p> |

| | |
|--------|--|
| 福島副理事長 | (報告第1号を説明) |
| 滑川議長 | ありがとうございました。それでは、ただ今説明をいただきました報告第1号についての質疑を行います。ご質問、ご意見等何かございませんか。 |
| | (発言なし) |
| 滑川議長 | ご発言がないようですので、次に「報告第2号 医師国保問題検討委員会の報告について」を議題といたします。説明をお願いいたします。 |
| 松岡委員長 | (報告第2号を説明) |
| 滑川議長 | ありがとうございました。それでは、ただ今説明をいただきました報告第2号についての質疑を行います。ご質問、ご意見等何かございませんか。 |
| | (発言なし) |
| 滑川議長 | ご発言がないようですので、次の6の「議事」に入ります。「議案第1号 組合規約の一部改正について」を議題といたします。説明をお願いします。 |
| 福島副理事長 | (議案第1号を説明) |
| 滑川議長 | それでは、ただ今説明をいただきました議案第1号についての質疑を行います。ご質問、ご意見等何かございませんか。 |
| | (発言なし) |
| 滑川議長 | ご発言がないようですので採決に入ります。「議案第1号 組合規約の一部改正について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。 |
| | (全員挙手) |

| | |
|--------|--|
| 滑川議長 | ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおり可決することに決定いたしました。 |
| 滑川議長 | 次に、「議案第2号 令和4年度事業計画について」及び「議案第3号 令和4年度一般会計歳入歳出予算について」を議題といたします。この2件につきましては、関連がありますので、一括議題といたします。説明をお願いいたします。 |
| 大高常務理事 | (議案第2号を説明) |
| 櫻庭常務理事 | (議案第3号を説明) |
| 滑川議長 | ありがとうございました。それでは、ただ今説明をいただきました議案第2号及び議案第3号についての質疑を行います。ご質問、ご意見等何かございませんか。 |
| | (発言なし) |
| 滑川議長 | ご発言がないようですので採決に入ります。最初に「議案第2号 令和4年度事業計画について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。 |
| | (全員挙手) |
| 滑川議長 | ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおり可決することに決定いたしました。 |
| 滑川議長 | 続きまして、「議案第3号 令和4年度一般会計歳入歳出予算について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。 |
| | (全員挙手) |
| 滑川議長 | ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおり可決することに決定いたしました。 |
| 滑川議長 | 次に、「議案第4号 令和4年度役職員退職積立金特別会計歳入歳出予 |

| | |
|--------|--|
| 櫻庭常務理事 | 算について」、を議題といたします。説明をお願いいたします。 (議案第4号を説明) |
| 滑川議長 | ありがとうございました。それでは、ただ今説明をいただきました議案第4号の質疑を行います。ご質問、ご意見等何かございませんか。 (発言なし) |
| 滑川議長 | ご発言がないようですので採決に入ります。 「議案第4号 令和4年度役職員退職積立金特別会計歳入歳出予算について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手) |
| 滑川議長 | ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおり可決することに決定いたしました。 |
| 滑川議長 | 以上で予定されておりました議案の審議は、終了いたしました。ありがとうございました。 |
| 滑川議長 | 続きまして、7の「協議」に入ります。 執行部から何かございますか。 (執行部から特になしの声) |
| 滑川議長 | 執行部からは、「特にない」とのことです。議員の皆さんから、何かございませんか。 (発言なし) |
| 滑川議長 | 特にないようですので協議を終了いたします。 |
| 滑川議長 | 続きまして、8の「その他」についてであります。何かございますか。 |

| | |
|--------|--|
| 大高常務理事 | <p>私から、令和4年度の組合会の日程についてご連絡します。</p> <p>令和4年度の組合会につきましては、議案書68頁に記載されておりますとおり、7月30日（土）及び3月4日（土）に開催する予定としております。</p> |
| 滑川議長 | <p>令和4年度の組合会の日程のご説明でした。このほかに議員の皆さん何かございませんか。</p> <p>（発言なし）</p> |
| 滑川議長 | <p>特にないようですので、本日本日予定しておりました案件はすべて終了いたしましたので、これをもちまして、第132回通常組合会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。</p> <p>以上、全議案の審議を終了し、午後4時28分に閉会した。</p> <p>以上のとおり、議事録が正確であることを証するため、議長とともに議事録署名人ここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">議事録署名人</p> <p style="text-align: center;">同</p> |

第132回通常組合会 理事長挨拶

令和4年3月5日

さて、今年は例年の2倍以上といわれる豪雪に悩まされ、さらに新型コロナ感染が未だに全国的に猛威を振るっております中で、本日は皆様、非常時と言っている中を、また悪天候に見舞われる中、お集まりいただきまして大変有難うございます。

昨年7月の組合会でも申し上げましたが、昨年7月12日全医連 宮城信雄前会長が動脈解離のため急逝されました。まだ2期目になったばかりで、若く元気で、数々の困難な問題をかかえる全国医師国保組合の直面する課題改善のための活動を開始されたばかりでしたので、皆さん茫然としてしまいましたが、後任に副会長の近藤先生が就任され、精力的に活動を開始されており、またコロナのために高知県で開催予定でありました昨年秋の全体協議会は中止になりましたが、宮城先生から出されました諮問に対しては問題検討委員会の答申が出されております。

新型コロナ感染症流行は3年目に入り依然として猛威をふるっているだけでなく、秋田県でも感染が急速に拡大して来ており、ついに1万人を超え、深刻な状況になってきております。現在のオミクロン変異株の流行が間もなくピークを迎えるのか、B2変異株、或いは新しい変異株による感染拡大が続くのか、或いは一休みして他の変異株による第7波が来るのか、終息の見通しは未だ立ちません。

私たちの周囲でもこれまでよりはるかに多くのクラスターの発生や、子供の感染から医療機関職員が濃厚接触者に、或いは老人施設での看取りが相次ぎ、開業医療機関の受診減少が収まらない等のいろいろな影響が頻発するようになって、医療者の疲弊も強くなってきております。

3月4日現在、新型コロナパンデミックによる世界の感染者数は約4億4,210万人、死亡者は598万1,240人（死亡率1.35%）、日本では感染者数528万5,715

人、死亡者2万4,646人（死亡率0.38%）、秋田県では感染者1万547人、死亡者35人（死亡率0.33%）（秋田魁新聞）に達しています。

特に、昨年夏のデルタ株の第5波、今年に入ってからのおミクロン株の第6波は患者数の増大とともに、医療逼迫、医療崩壊が頻繁に言われるようになり、また国民の感染防止と産業や経済の維持拡大の両立という課題への対応も迫られ、世界中が苦境に立たされています

我が国では1990年代から「病床数の削減」「保健所の整理・統合」「医療費抑制政策」などが行われてきたのですが、そのためかコロナ感染者に対応できる感染症指定病院や病床数、専門医が少なく、重症者への対応に支障を来し、大幅に削減された保健所機能の低下により感染者の追跡調査も困難になってきたことなど、問題が重なり、医療逼迫、医療崩壊が深刻化してきているといわれます。

おそらく今後のポストコロナの時代には医療経済体制が再検討され、平時のみならず有事における患者の行動変化や医療提供体制の在り方、地域医療構想や医師の働き方等の改革も検討され、改善されるのではないかと期待していますが、どうなるでしょうか。

令和元年12月、全医連国保問題検討委員会に宮城会長から諮問されたのは以下の4項目で、それに対する委員会からの慎重な検討結果の答申は令和3年6月でした。

諮問事項

1. 特定健康診査・特定保健指導の実施率向上の具体策について
2. 組合員（被保険者）の増加策について
3. 「医療保険制度における『負担と給付』の将来と、『医療のあるべき姿』を医師国保組合としてどう考えるか
4. 各医師国保組合における共通点と相違点の共有について

ただ今回の答申は多くの各地域での具体的な取り組みや考えが述べられており、今後の更なる検討の必要も述べられておりますが、一本化された決定的な指針までにはなっておりません。

特に私がこの諮問の中で重視するのは、超高額医療費問題を中心とする「医療保険制度における『負担と給付』の将来と『医療のあるべき姿』を医師国保

組合としてどう考えるか」という課題と、2番目の「組合員（被保険者）の増加策について」であり、この両者は密接に結びついていると考えています。

超高額医療とは主に年間1件1,000万円、時には1億円を超えるような超高額の医療費の組合負担の有り方の問題であり、しかも急激に件数が増加してきている問題です。組合の負担能力の限界からも組合存続や統合一本化につながるような大きな問題にもなりうると思います。2番目の「組合員（被保険者）の増加策について」も、保険料の高さと関連する問題であり、「医師国保の最大のメリットは保険料が安いこと」といわれるように減少が続く組合員増加対策に避けて通れない問題であろうと思います。

また、感染症指定医療機関のみならず、その他の医療機関においても、非常に強い受診抑制が起こっており、大幅な減収や経営状況の悪化などをきたし、がんや糖尿病その他の慢性疾患の患者さんの受診控えと、重症化の進展という深刻な事態も現実起こっております。このコロナ渦が平時と有事における医療提供体制の在り方や、医師の働き方改革等の行方にも大きな影響を及ぼすことになるであろうことは当然予想され、ポストコロナ時代の深刻な課題になると思われまます。

以上のような状況下ですが、本日最も重要な協議をお願いするのは保険料改定です。

当組合はここ数年全国一高い平均保険料でしたが、その原因となった数年続いた超高額レセプトが平成30年頃から無くなり、ほぼ例年並みに戻り、また十分な予備費や積立金もできたことから、当医師国保問題検討委員会での検討をお願いしたうえで、本年4月から第一種組合員の保険料率を所得の3%から2.6%に引き下げることの決定を本日の組合会でお願いするものです。

所得額に比例する保険料では、高額所得者と家族の多い組合員の場合、市町村国保よりも高額な保険料になるケースが多いため、上述のように第一種医師組合員の保険料を引き下げるとは組合員減少への大きな対策にもなると考えます。もちろん保険料引き下げには超高額医療費のほかにもいろいろの要素があり、簡単ではないと思います。零細な組合だけでの解決は困難であり、全医連だけで解決できる問題でもないかもしれません。日本医師会とも協議し連携していくことが前提にならざるを得ず、その中では「医師国保組合の統合一本

化」、更には日本医師会が推奨する「すべての保険者の統合一本化」についても再検討の必要があるかもしれません。いずれにしろこれからの組合運営を考えますと、これまでのやり方を継続するだけでは無く、医学も医療技術も制度も進歩する新しい時代にふさわしい変化が望まれると思います。皆様のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。